

令和3年3月15日（月曜日）

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会

令和3年3月15日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦 清人君

出席委員（15名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	星 喜美男君	
委 員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	村岡賢一君
	今野雄紀君	高橋兼次君
	山内孝樹君	後藤清喜君
	山内昇一君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長	佐藤 仁君
副 町 長	最知 明広君
総務課長	高橋 一清君
総務課長補佐 兼総務法令係長	岩淵 武久君
総務課上席主幹 兼人事係長	加藤 信男君
総務課財政係長	渡邊 隆史君

事務局職員出席者

事務局長

男澤知樹

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小野寛和

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会の会議の概要

午後1時10分 開会

○委員長（菅原辰雄君） ただいまより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席人数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開催いたします。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

なお、当局より町長、副町長、総務課長、総務課課長補佐兼総務法令係長、総務課上席主幹兼人事係長、総務課財政係長の6名が出席しております。

初めに一言御挨拶申し上げます。

特別委員会においては、委員各位の活発なる質疑を期待するところであります。よろしくお願いを申し上げます。

本日の特別委員会は、先ほど本会議において付託されました議案第67号訴訟上の和解についてを審査するため開催するものであります。

早速審査に入ります。

議案第67号訴訟上の和解についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議において提出者の説明、担当課長による細部説明まで終了しておりますので、これから質疑、討論を経て委員会としての結論を出したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。

議案第67号訴訟上の和解についてを質疑願います。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 これまで、町側のほうの弁護士の判断というか、その辺が今まで情報として流れてきました。そして、今回は相手側の弁護士の考え方というか、その辺の情報が今回の議案の中にあります。

私は決して今回の和解案に反対するものではなく、以前も議場で話しましたが、復興10年、そして新たな1年目が始まるということを考えれば、やっぱり町長が、総務課長が頑張ってここで最終的な和解案を提示してそれを議会にかけたということは、私は大変よかったです。

そういう中で、今回のこの議案書を見ると、以前会議の中で私が申し上げた県の対応とそ

の書類の管理、そして国への提出、この辺の事務処理を怠ったかのようなこともありました。これも私が述べました。

あと、相手側の労働環境、この辺に関しても若くてまだ4年、5年の若い人間に数千万円の書類の申請、その辺も過剰なまでの業務があったと思います。

あと、この危機管理課の体制が管理監とか係長が抜けたということもあり人数が減り、監視体制に問題があったと、その辺も相手側の弁護士が話しています。

そして、その後総務課のほうに危機管理課が総務課と一体となって町の危機管理を一緒にするというような、この提案も町のほうの提案でした。職員が少ないからとか、なかなかその辺の町の事情もあるとは思いますが、この辺が大きなこういった問題を起こしたと私は思っています。

そして、相手方の弁護士がやっぱり管理体制に問題があったし、若い人間が窮地に追い込まれてこういった処理をしてしまったと。そして前の総務課長の話ですと、2つの提出書類を作っていたと。それは意図的なものだというような形の話をされたときに、やっぱりその辺はあっては、私はいけないと思っていましたが、いろいろな現状ともろもろの問題点を見ていったときに、町にも大きな非があったと、私は今回の議案書を見て感じました。

そういうことから私が言いたいのは、これから人数が160人に職員がなったときに、ますます若い職員の仕事が多忙になってこのような問題がまた起こらないとも限りません。こういった中で、それを抑えるために今回はこの問題について発言させてもらっています。

まず最初に聞きたいのは、これから職員の減少に当って職員の仕事、その辺が重荷とならぬいか、町のこういった職務に関しての対応策、その辺をお聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今回の議案そのものと少し離れるかもしれません、それに派生してその先を御質問いただいたものとしてお答えさせていただきます。

議員御心配いただいておりますのは、職員が減少していくことがこの先の行政運営に支障を来さないかという御質問であります。

我々、今まで震災後の業務は、いわゆる正常な状態にない中で、それでも町の復興という大きな目標を達成するために町以外のいわゆる全国からの支援をいただきながらの業務推進でありましたので、過剰じゃないのかと、若い職員に対して過剰じゃないのかというような状況はありませんとはつきり言えるような余裕のある状況は全くありませんでした。

したがいまして、一人一人が頑張れるところで精いっぱい頑張っていくしかありませんでした

たが、やはりこういう実際に町民の方々に御迷惑をおかけするような状況というのは、もう本当に二度とあってはならないというふうに思っております。

そのために今後やるべきことというのは、やっぱり職員一人一人がしっかりとコミュニケーションを取りながらその責任に対して立ち向かっていくけるスキルを高めていくこと以外ないんだろうと思います。

今、申し上げられるのは、起きてしまったことはしっかり反省して、今後に備えていくという姿勢で思っているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 町のほうでもある程度その辺を把握していて、やっぱり自分というか、町にも大きな非があると。もちろん相手方にも大きな非がないとは、私は言いません。ただ、そこには技術的な面、あと精神的な面をまだ備えていない人間が、そして人とのコミュニケーションも今の若者たちのコミュニケーションというのは、総務課長とか私たちの時代のように酒を通して仲良くなったりとか、そういうものの持ちえない今まで役場職員になって、そして例えば総務課長が上司だったらば、総務課長ここどうしたらいいんですかねってそういった自分から助けを求めるような行動がやっぱり相手方にもなかつたと。この辺はやっぱり本人のスキルがまだまだ伴つてなかつたということだと思いますが、ただ、一番のトップはあくまでもその当時は危機管理課を兼務していたやっぱり総務課長だと思います。その辺の総務課長の仕事も、私は多忙だったと思います。

そして、県のほうでもこういった復興事業の追い込みでいろんな書類が来たときに、そこでもしっかりしたチェックができるのかというと、なかなかその辺も難しかつたのだろうと、私も思います。そして、前の会議の中でもやっぱり県のほうにも非があるんじゃないかなということを町のほうに質問したときに、その辺は町のほうでは大きくは言えないような話をしていましたが、やっぱり今回の相手方の弁護士、やっぱり県のほうのそういう不備もあつてこういった1%80万円の和解案、これが出ていたんだと思います。

ですから、その辺を謙虚に受け止めて、町の体制もうちょっと若い職員にしっかりした体制でもつて、やっぱり前も言ったんですが、育てる職員、町の体制、その辺が私は欠かせないと思いますが、1つだけ総務課長に聞きたいと思います。

総務課長が今回危機管理課と総務課を務めたときに、やっぱり比重というのは総務課が大体8割で、2割ぐらいが危機管理課だったのかなと。そういう関わり方の大小でもつて結局そこまで課長職、管理職の管理が届かなかつたのかなと思います。ですから、やっぱり役場

職員の管理は、あと副町長がその任務を負っています。そういったときに、総務課長も今の自分の仕事の量ではなかなかそこまで手が回らないんだというときに、職員の管理者である副町長に相談とか、そういった面はしたのか。それが何もなしにこの問題が発生したというならば、その辺というのもまた大きな町の対応に対してのミスが、私はあったんでないかなと思うんですが、この辺お答えください。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 委員さん、ちょっと認識が違っておりまして、当時というのは私は兼務しておりません。私は総務課長であり、危機管理課長がまた別におりましたので、私が兼務することになったのは、この件が発生した後にその後の業務に対応するために兼務をしたことでありますので、当時の私の直接的な指揮監督というのはできませんでしたが、総務課長としての人事を掌握する立場としてお答えさせていただければ、当然ながら人数がもつと多ければという先方方の弁護士の言い分というのは、当然ながらあるわけです。

当然ながら、それは相手を弁護する側の役割ですから、こちらに対しての訴えとして述べられている内容ですので、これは裁判所がそのように評価したと、ストレートにはそうは言えない部分ではあるんですけども、お示ししている資料はあくまでも双方がそれぞれの立場で主張をされたものを資料として今回お出ししておりますので、そこを読み解くときにはその点は御注意いただきたいと思います。資料に書かれていることは裁判所がそのように評価したということではなくて、それぞれの弁護士が自分方の弁護のために書いた内容であります。

とはいって、事実と全く異なることが書いてあるかというとそうではありませんで、事実の中で当時、いわゆる病休であったり体調不調の中で当初いた人数が少なくなっていたりという事実がございました。そういった状況を人事のほうでもっと配慮すべきだというのが先方の主張でありますので、その点は検討は十分しておったんですけども、年度の途中でもありますし、それから業務の進行の中で係長に状況を聞いたりしたときに本人は大丈夫だと言っていたんだけどなあという、そういった状況なんです。やはりそうなると、千葉委員おっしゃるコミュニケーションの問題だろうというふうにはなるんですけども、内部的には状況、状況を踏まえて報告を受けながら人事はその部署に限らずですけれども、課長、係長は自分の部下たちの状況を把握ということには努めておりますので、相談事があれば人事のほうでいつでも受けられるという体制で進めております。

○委員長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 今、総務課長も申しましたが、人事的なことも含めて人員が足りない

というような、そういう各課からの相談はその都度ございます。正直なところ、震災後にいたっては、どこの課でも足りないんです。うちのほう充足していますというところはありません。ほぼありません。

そういうような状態で仕事をしているということは我々も理解しておりましたし、大変きつい状態でやっているところもあるんだろうなというようなことは我々も分かっておりますが、ただ今、総務課長言ったように限られたパイの中で、あるいは派遣を受けた職員の中で業務を回さなければならないというような、そういう使命がございますので、もしどうしてもそこで病休あるいは途中で退職をするというようなことがあった場合には、会計年度任用職員あるいはその当時ですと臨時職員ですか、臨時職員の方々を募集をしてそこに配置をするというようなことにしておりました。

ですから、極端に6名が一気に3名になったのかというのは、正直当たらないと。1名減ったところには1名の臨時職員を配置するように気を配っておりましたし、極端に非常に大変だったような状況は、先ほど総務課長が言ったように、係長も本人から聞いたところによると大丈夫です、やれますというような、そういう話があったので、そこは臨時職員等で対応していくだいておったと、そういうふうに理解をしております。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 副町長からも説明いただきましたけれども、ちょっとした気遣い、そして監視、管理でもってこういった問題、そして町にとってマイナスの支出を抑えることが、私はできたと思います。

何回も言いますけれども、当人がやっぱりコミュニケーション不足によってこういった事案を発生させたというのは、本人にも大きな罪があると思いますが、なかなかまだ若い人材です。これからのもしかすると町を背負う人間になるかもしれない、その辺はこれ以上執行部を責めるつもりはありません。ただ、今の話の中で今後の若い職員、これから町に勤める若い職員、その辺にはしっかり気配りをしてそういった口下手な職員がいたらこっちから声をかけるような形で体制づくりをしていくことが、こういった大きな町の支出、余計な支出、それを出さないための一つの方策だと思いますので、その辺は今後若い職員の教育、その辺をしっかりとやっていっていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 答弁はないですか。（「質問ではないですね」の声あり）

ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 何点かお伺いします。

まずもって、この参考資料の中から1ページの2番、審理の経過ということで、7月7日、9月8日、10月30日、この準備訴状がこの中で記されていますね。訴状の概要が記されておりますけれども、12月4日、12月25日、1月29日はこの和解案ですからそこを除いたとしても12月4日、12月25日の中身については出てないんですけども、そこが非常に精査しなきゃない、読まなきゃないところになるのかなと思われます。この部分を膨大な資料になるみたいでけれども、その辺資料として今後出していただきたいと思います。

それが1点で、これを和解案、裁判所でこれつくったと思うんですけども、和解案、これ読み解きますと、原告は被告の注意義務違反によって合計7,712万9,515円の損害を被ったと認めることができます。でも、2番目にいきまして下から7行目、また、関係証拠によれば平成29年度当時、本件事務に係る原告内部の決裁制度は危機管理課だけでなく内外、いずれにおいても十分機能しておらず、本件事務を遂行していた。被告の監督も十分でなかつたと認められる。仮に上記決裁制度が十分機能し、被告の監督も十分行つていれば、原告に上記損害は発生しなかつたということができるということが記されております。

こここのところで町長は、この危機管理課を肝煎りでおつくりになったということを私も聞いております。であれば、今災害が起こって平成29年ですよね。当時もいろんな災害があるから、町長もそこを肝煎りでつくったと思うんですけども、6人体制を全て6人でやれというのは人員不足、先ほどから人員不足だったからっておっしゃいますけれども、せめてあと1人でもいれば防げる事案だったのかなと思われるんです。そうしたことは考えられなかったのか、その後、総務課に移した。大勢でこの課の所掌をしていくから総務課内に入れるということで、その後、総務課に入った課になりました。

そういうところを先ほどから無理でやっているということは十分承知しております。ただ、もう1人でいいからできなかつたのかなって。それは結果論ですけれども、そのこととそれから、3ページにおかれまして、原告の被告に対する上記損害に係る損害賠償請求は、上記損害の約1%が限度であるという理由がここに、認めるのが相当であるということが記されております。

そうすると、1%限度ですから、最高1%だけですよと。そうすると、1%でなくともゼロでもいいのかなって返すわけですけれども、相手方に1%、たった1%だけというような裁判所の和解文が出ていたということに対しては、やはり1人の職員が辞めてしましましたけれども、そこを知るためにも経過、なぜ1%だけで済むのかという、そういうところを知るために

もぜひこの12月4日、それから12月25日の準備書面というものを出していただきたいと思います。その点についていかがでしょうか。

それから、和解案が出ていますけれども、この提出した日から5月20日出してから1月29日、この和解案が出るまでは相当な年月で6回のやり取りあったわけですけれども、その間に和解という考えが途中であったのか、ないからここまで来たと思うんですけれども、その間に寄り添うという、相手方ともう少しこうやりたいというような勝つ負けるだけではなくて、歩み寄るという、そういう態度があったのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 弁論手続のほうは、うちの課長補佐が裁判所事務に直接当たっておりましたので、その12月の手続関係は後ほどお答えさせていただくことにしまして、職員の人数の部分で確かにあと1人、あと1人という思いは結果論としてございます。

それは委員おっしゃるとおりの結果論の話でありまして、当時のその状況の中ではみんながこういった苦労の中で努力しているという思いがありましたので、まあ何とかそこは頑張ってやってもらうという考え方から進めておりましたが、ただ全く手だてしていないということではありません。事情としては、課長の病休によって人員が減になったり、あとは退職者も直前であったりというようなことから、そこは臨時職員を入れて補うという手続を取ったり、組織としてできる努力は体制をつくっていたつもりでございますので、そこは御理解をいただかなければならぬと思っております。

それから、1%という数値の部分については、割合の部分につきましては、裁判所が判断、司法が判断する部分ですので、それがどのような理由づけということは、こちらで思う部分はございません。それがいわゆる司法の判断なんだなあというふうに受け止める以外ないだろうというふうに思っております。

それから、途中で寄り添う話合いが持つことができなかつたのかと言えば、この手続はいずれ議会にお諮りをしない限りは和解という方法は取れませんので、そのときにちゃんと御説明できる根拠がない限りは、和解という方法は取れない仕組みになっておりましたので、町とすればどうしても法的な考え方に基づく整理をした上でないと、議員さん方、議会に対しても町民の方々に対してもお示しすることはできないというふうに考えておりました。したがって、肃々と法的な手続の中で進められたということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） それでは、及川委員1点目の御質問で議案関係参考資料1ペ

ページ目にございます弁論準備手続と4ページ目以降におきます事務書面といったことの関係性についての御質問だったと認識してございます。

まず、その各種手続について改めて御説明をさせていただきますと、議案関係参考資料1ページ目に記載の弁論準備手続、9月8日を第1回とし、これまでの最終といたしますと1月29日が第5回目となってございます。この弁論準備手続につきましては、1回目の公開の口頭弁論の後、裁判長、被告、原告双方の代理人弁護士、その関係者によって非公開の場でなされる手続でございます。その内容は、論点、主張の整理、裁判所による確認といったことが内容となってございます。繰り返しとなりますと、弁論準備手続につきましては、非公開の論点整理という場になりますので、その具体を公開することはできないというルールになってございますので、御了解をお願いをいたします。

言葉が似通っておりますので、資料の4ページ目以降について若干御説明をさせていただきますと、まず5月20日に本町が訴状を提出をさせていただいたと。7月3日その訴状の内容に対する答弁が被告側からなされたという内容でございます。以降、原告の第一準備書面あるいは被告の準備書面（1）から時系列で並べてございますが、この準備書面というものは、弁論準備手続のために出す書類といったことではなくて、直接弁論準備手続と結ぶ数字ではありません。ですので、先ほどお話ございました12月4日あるいは12月25日の準備書面が不足しているといったようなお話をございましたが、弁論準備手続につきましては、各回までに出された準備書面あるいは証拠説明書等に基づいて裁判所からの確認がなされるといったことでございます。

したがいまして、それぞれの主張につきましては、記載の資料8ページ目までに記載のとおりでございまして、この中に不足している準備書面があるといったことにはならないとなります。

念のため申し上げますと、資料4ページ目以降につきましては、原告、被告双方の訴訟代理人弁護士を通じた主張でございますので、この双方の主張が裁判所において認められたといった趣旨のものではございませんので、御了解をお願いをいたします。

以上であります。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点目の歩み寄りの関係なんですけれども、私たちここで議決しているんですね。そのときも全会一致ではなくて、もちろん反対討論もさせていただきましたけれども、今当時を振り返るとやはり私自身も議員としての不甲斐なさを感じているんです。というの

は、反対討論までしたんですけども、こういう訴訟にまで持つていったということに対して、私は不甲斐なさを感じております。

その中で相手方のほうに訴訟をするまでに何回か足を運んでいたのかということを確認したら、この議会の議案前にですよ、行っていないということでお宅からも弁護士さん出してくださいと言われただけですということで、これを出す前にやはりそういう歩み寄りとか相談するということも大事でなかったのかなって思ったんです、その時。そしたらまた今度、この案で1月までそういう歩み寄りということが一度もなされなかったのかなということがただいまの説明で伺われました。

やはりこういう大きな問題というのは、後を引くし本人も辞めた後まで一生こういうことがあったということは皆心にある、本人はもちろんながら周りもそういうことは消し去られるものではないと思うので、慎重に判断すべきであったなということが悔やまれるんです、議員として私も。

ですから、先ほども言いましたけれども、危機管理、町長が肝煎りでつくったこれから起こり得る災害にどうしても危機管理を充実させたいと、その思いがあったからだと思うんです。そうしたならば、この事案が発生した中でもそういうことが起り得る3名減になったという時点で、そういうことも想定しなかったのかな。3名減になったということは痛手でございます。1人でもそこをカバーするためにというようなことがなされなかったのかなということが悔やまれるんですけども、当時みんなそうだからそうだったと言えば仕方がないことなんですねども、それは分かりました。

この12月の件は、被告も原告も何もなく、じゃあ12月4日と12月25日は口頭であったのか、なかったのか。この準備手続です。3回目、4回目の準備手続はどういうことがなされたのか、その辺お伺いいたします。

それと、10月23日の被告の概要からなんですけれども、3の伊里前地区については多数のものが関与し、工事契約の過程で予算の裏づけの確認を要しながら、なお被告のみが責任を負うことの根拠を示す必要があると相手方の弁護士から問われてますけれども、この根拠を町では示したのかどうか、これをお伺いいたします。

次に、11月13日の準備書面の中で予算の執行管理を含むチェック機能が適正でなかったとあります、これは会計側のチェック機能を指すのかどうなのかということを御説明願います。

それから、平成30年10月1日付で危機管理課は総務課の一係とし、これにより事務処理の連携体制が補充された。このような体制変更の必要性は本件以前から指摘されていたが、原告は

着手しなかったとあります。そういうことが今、3人減って1人でもプラスにならなかつたのかということと同じことになりますけれども、これは今そういう少ない中でやつたから致し方ないという御説明いただきましたから、これについてはよろしいです。

それから、令和3年1月21日、8番の準備書面5についてです。本件についての宮城県の責任を被告と同程度と見据えており、県に対する責任追及においては、一般不法行為の要件の充足で足りるはずとありますが、どうでしょうか。

それと、県に対し何らかの請求しないことは怠る事実そのものとしか言えないとありますが、このことはいかがお考えでしょうか。

最後に、原告なりの考えはあるとしても本来的には被告には賠償責任を負わせなければならぬような過失責任はないとの見解ですが、その辺はどのようなお考えでしょうか。お認めになるのか、考え方をお伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川委員、勘違いしてもらって困るんですよ。今ここでお話ししているのは、和解案について御議論をいただくということでございまして、今ここで相手方の弁護士が一方的にお話ししていることを、ここで我々が答える立場ではございません。我々も弁護士を通して相手方、いわゆる被告に対してこれまでずっといろいろ町としての考え方をお伝えをさせていただいて、今お読みになっているのは被告側からの弁護士の内容についてお話をしておりますが、その内容について裁判所として最終判断をしてこういう和解でいかがですかということが出てきたのでありますて、今この場所で相手方弁護士の言った内容を我々がいちいちここで答弁する必要は何もないと。これちょっと場所を誤解しないでいただきたいというふうに思います。基本的にはここの中で皆さんにお諮りしているのは、この和解案についていかがですかということのお話をしているのです。そのことをひとつお願いをしたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） 12月4日と25日の弁論準備手続の概要といった御質問だったと記憶してございますが、先ほどの答弁の繰り返しとなって恐縮ですが、12月4日と25日の実際のやり取りというのは公開できないといった内容でございますが、基本的な会議の考え方となりますと、各期日までに双方から提出のあった準備書面あるいは証拠書類、そういうものを裁判所が確認をした上で、なお確認をしたい、論点として整理をしたい、そういうものが弁論準備手続でなされるといった流れになります。

よろしくお願ひをいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうすると、最終的にはこの損害というのは町の責任で町が支払うということの解釈になろうと思うんですが、それでいいのか。ただ、私たち議会もこれを議決しているからそこまで及ぶのか、その辺はどのような今後の支払いとなるのかお伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 損害賠償請求だけの問題ですので、町が支払う、これから支払いをするとかそういう問題ではございません。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 ちょっと和解案の中の文言について確認したいことがあるのですが、参考資料の2ページ、和解案の1ページ目になります。

1番、2番とあって、2番のちょうど中ほど辺りに被告は精神的重圧を感じながら本件事務を1人で遂行したことがあったと認められるという一文があるんですけれども、和解案を作成したのは裁判所ということで、何かの根拠に基づいてこういった文書になったんだと思うんですが、この精神的重圧を感じながらというのは、何か医師の診断書、精神科医の診断書なり書面に基づいてこういう表現になったのかどうか、もしお分かりでしたら教えていただきたく思います。

それから、訴訟費用です。原告のほうは被告の負担とするということで言って、相手方は原告の負担とするということで言っています。訴訟費用、裁判に関する費用ですね。例えば収入印紙税、それとか供託金とかそういう事務費用なんかとかあるかと思います。あと、双方の弁護士さんに係る費用があるかと思いますけれども、和解する場合はどうなるのか、それぞれがそれぞれの費用負担するのか。今回、1対99というようなイメージなんですかとも、そういう場合、原告が99負担して、相手方が1となるのか。何かその辺りもちょっと明確にしたほうがいいのかなというふうにちょっと思ったので質問させていただきました。

以上、2点お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） それでは、御質問の1点目でございます。

議案関係資料2ページ目、裁判所和解案の1ページ目、大きい数字の2番の1段落目の最終の部分かと思いますが、被告は精神的重圧を感じながら本件事務を1人で遂行していたことが認められるといった裁判所の考え方ございます。

ここを直接読ませていただきますと、その前の部分がこの段にかかっておると認識してござ
いまして、大きい2番、主として裁判所に述べられておりますのは、先ほど来御指摘御意見
等いただいております体制の不足、そういう部分に応じて本件事務は被告に任せきりにさ
れたがゆえといった形で解釈をさせていただいてございます。

なお、体調面といった部分について、我々のほうで申し上げる何ものもございませんが、御
参考までに議案関係参考資料7ページ目、相手方準備書面の（3）こちらで当時の被告の事
情についてということで、具体は存じ上げませんが、被告については当時から不調であった
ということが代理人弁護士から主張がなされてございます。

次に、御質問の2点目、費用負担について申し上げますと、和解ということでございますの
で、裁判費用あるいは弁護士費用といったものについてはそれぞれの負担ということで認
識してございます。

○委員長（菅原辰雄君）ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。

先ほどの町長の答弁なんですけれども、この裁判所が相手方との弁護士があれしたことの確
認はできないという答弁だったんですけれども、ちなみにどういった場だったら確認できる
のか、質問するほうとしてはやはりこの和解案を認める上で必要だと思われる所以、何も相
手の弁護士が正しいことを書いていないというわけではないと思いますので、そのところ
を確認させていただいて、その後の質問を続けたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君）暫時休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後1時58分 再開

○委員長（菅原辰雄君）再開いたします。

総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君）今野委員から御質問のございました相手方から主張がなされ
たことに対するこちらからの答弁、いわゆる裁判ですと反論といった部分になろうかと思いま
すけれども、当然相手方から立証を求められた事項についてはこちらで証拠書類を出すなどし
て回答をさせていただいてございます。

また、弁論準備手続の際に裁判所側と相手方の間で交わされた部分については、基本的には
1対1の部分については我々会議 자체を切断されてございますので、裁判所と被告のみでなさ

れたやり取りというのは我々は認識するすべがございません。

以上であります。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ちょっと今まで、要は和解案を可決する上で相手方のほうの弁護士が言ったことに対する内容で確認したい旨があった場合確認できるのかどうか、そういうことなんですけれども。ところがさっき、そういったことで確認しようとしたらこの場では確認できないという、そういう答弁があったので、それでその確認のための確認を今お願いしたんですけども。ちなみに例えば私もこういった和解案を認識する上で、どうしても必要と思われる部分のこと、例えば先ほども言われたんですけども、原告側の和解案にはたしか危機管理課って載っていましたでしたっけ。危機管理課は人員不足ということなんですかけども、その危機管理課は今存在するのかどうか。そして先ほどの答弁ですといつから本庁に変わったのか、そういうこまいまいのような確認なんですか。

裁判の和解案が出ているのが危機管理課だから、危機管理課の方がもしかすると参考人なり何なりで呼ぶ必要もあるんじゃないかという、そういうことまで発展すると思うんですけども。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員、もうちょっと分かりやすく具体にもっと。抽象的じゃなかなか答弁のほうも難しいんで、具体に。

○今野雄紀委員 答弁じゃなくて、この場でこれから私何点か聞きたいんですけども、進めていくと先ほどと同じような答弁が返ってくると同じなんだか。

○委員長（菅原辰雄君） 答えられる範囲と答えられない範囲。

○今野雄紀委員 そういったふうにして答えていただければいいんですけども、さっきの町長の答弁ですと、頭ごなしにこいづから聞いたって答えられないよっていうような答弁に私受け止められたので、だったらどの場でだったらこの細いことを聞けるんだっていう。そのための特別委員会じゃないかと思うんですけども。その確認をお願いしたかったんです。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員おっしゃるとおり、そのため細いことを聞くための特別委員会なんです。だから、そのときに具体にこういうとき、町長どうなんですかって具体に示してやってもらわないと答弁するほうもどんなことを答えていいか分からぬと思うので、少なくとも私聞いていてそう思ったので、具体にお願いします。

今野委員。

○今野雄紀委員 ここから具体にお願いしたいと思います。

先ほど言ったんですけれども、和解案には原告の危機管理課という文言があるんですけれども、これはこのままでいいのか、存在するのかという、その部分の確認をまず第1点。

あと、先ほども出たんですけれども、精神的重圧を感じながら本件事務を1人で遂行していたという文言があるんですけれども、そのためにはやはり平成29年の後半から平成30年の被告の勤務の時間とか残業などがあったのか、なかったのか。そして、6名体制が3名体制になって相手方が1人で業務をこなしていた、そういうこともあるので、その勤務内容についても確認する必要があると思うんですけれども。

なぜならば、この説明にもあったんですけれども、7ページに当事者から相手方は不調だったという、そういう裁判の弁護士が言っていますので、下手するとその業務内容からして心神耗弱状態ということも考えられると思いますので、その点の確認をする必要があると思います。

あと、同じように和解案の中で1と4の行為で利益を得ていない。私腹を肥やすための着服や横領ではないという、そういう和解案が出ていますので、これは精いっぱい働いてきてそれなのに賠償責任、これ全く今発表あったでしょうけれども、終わったかどうか、グラミー賞のウィークエンド状態で理不尽なことだと、私はこう思うんですけども、なおかつこの議案を認めるときに退職金をもらって退職したのに賠償責任が生じているという、そういうところの道義というんですか。そのところはどのように考えているのか伺いたいと思います。

あと、この和解案にあるように被告の支払い能力、一切の事情を考慮して損害の約1%の80万円が限度ということで謳われています。そこで伺いたいのは、補助金交付税7,572万円、そして加算金140万円合わせて7,712万円の損害賠償の一部ということですけれども、そこで現段階でのこの請求額は幾らになっているのか、年5分で利息がついているということなので、早8か月たっていますので、そのところの金額の確認をお願いできればさせていただきます。

あと、同じく6ページのこの弁護士側の言い方からちょっと確認したいんですけども、決裁の在り方として町組織としての責任の割合というか、県の受理側の責任割合を考慮し、4分の1の額を請求ということありますけれども、残された4分の3は賠償責任は果たせたのかというか、今裁判なんですかとも、残された分はどうなるのか。

あと、同じく6ページなんですかとも、些細なことなんですかとも、危機管理課の住民安全係、その中の相手方は管轄として仕事をしていたのか、分掌という形で仕事をしていたのか、その点確認をお願いしたいと思います。

これは先ほどの質問にも通じるんですけれども、7ページには当事者から相手方の主張だったということで藤浜・田の浦の過失の送付し忘れは、憶測での質問はあれだと思うんですけれども。

ども、やはり大分まいりつていて心身耗弱であったんではないかという、そういう思いがするものですから、そのところしっかりした健康状態で業務していたのか、確認できるんだったらお願ひしたいと思います。

あと、7ページに行政の前例ということで出ています。自治法の242条の47、町民監査請求・その他行政訴訟も一応目は通したんですけども、入所5年未満の職員1人に4分の1もの賠償責任を求めた、こういった例はほかの自治体ではあったのか。多分この訴訟を起こすことで大分当局の方も調べられたと思うのですが、もしこれがなければ恐ろしい前例になるのではないかという、私そういう危惧があるものですからこの点はお聞かせいただきたいと思います。

あと、伊里前の件では全くサポートがなかったという、そういう相手方の弁護人が言っていますが、ここはどうしてだったのかというそういうことももしお分かりでしたら伺いたいと思います。

あと、同じく8ページなんですけれども、先ほど前委員も聞いていたあれなんですが、相手方の責任と宮城県の責任も同程度と捉えていると、そういうふうに弁護士は言っていますけれども、なおかつこの和解案を受け入れるためには、するときは和解金支払額が相手方の提示額程度ならば県の責任は追及しないという、そういうことを謳っています。原告なりの考えはあるにしても本来的には相手方は無過失責任ではないかという、そういうことも謳っていますので、この1%の提示額は実質的な敗訴になるんじゃないかと思いますけれども、そのところの考え方を伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 暫時休憩いたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時29分 再開

○委員長（菅原辰雄君） 時間前ですけれども、おそろいですので再開いたします。

答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 委員の質問は全て相手方の弁護士の見解で御質問いただいておりますので、ここはしっかりこちらも受けてお返ししなくてはいけない。あたかも請求をこちら町から請求を起こすこと自体が、何か先ほどは恐ろしい先例をつくるなんて言われ方をしてしまいましたけれども、申し訳ないんですがそれは全く当たらない。

そもそも国家賠償法、前の委員会で御説明しましたが、国家賠償法があって、いわゆる故意または重大な過失があったのかなかったのかというところを明らかにはすることができます

んと。したがって、町とすれば膨大な損失額をそのまま見過ごすわけにはいかない。これは震災後の新しいまちづくりを進める我々職員の責任として、それが安易に認められるようなそんな町であってはいけない。私たちは職員の立場としてもやはりそこは、是は是、非は非としてしっかりとしていかないと、この町を支えていける職員にはなれないと、そういう思いからこの問題について向き合ってまいりました。

したがいまして、そこがもし重大な責任でないのであればそれはそちらが証明すればいいことであって、町民に御迷惑をおかけした部分についてはしっかりと責任として明確にする以外ない。それは司法によって明らかにしていただく以外に方法はないんだという中で、ここまで進めてまいりましたので、そしてその裁判に訴えることについても議員の皆様から御承認をいただいて進めてきた問題でありますから、今さらここにあってその手前にあった事実関係がどうなのかということに論を発しても始まらない問題だとは思いますけれども、できる限りお答えしたいというふうに思います。

私のほうからは考え方の大きい部分だけちょっと申し上げますが、今回の部分、町は負けたのかというような考え方ですが、これは一方的にどちらが勝ったとか負けたとかということではないんだろうと思います。なぜなら、先方は支払いは全くゼロにしたいという訴えが80万円という金額が提示されました。ということは、これはいわゆる責任があると裁判所がはつきり認めたわけです。それも全体の7,000万円相当額がその職員に起因するところで発生したという言い方をしておりますので。

その上で現実的に支払いできる賠償の額については、本人の資力も含みに入れて和解をする、その選択を裁判所が示したという経過でありますので、ここは結果的にどちらかが一方だけが勝ったとか負けたとかという表現ではなくて、現実を踏まえた落としどころを裁判所が示したというような理解をしていただければと思います。

あと、足りない分については補佐のほうから。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） それでは、先ほどいろいろ御質問賜りましたが、まず被告側あるいは原告側の双方の主張が準備書面という形でなされておると、提示をさせていただいてございますが、各主張あるいはその主張に対する各反論につきましては、これは法定の場でなされるべきことでございますので、ここでの逐一の答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

なお、その中でそれを踏まえまして先ほど御質問いただいた内容について順に申し上げます

と、まず裁判所和解案に示された危機管理課という表現がどうなのかといった趣旨だったと記憶してございますが、和解案御覧いただいておりますとおり、裁判所のほうでは頭に平成29年度あるいは平成29年度当時といった趣旨の文言を頭につけてございまして、現在危機管理課という所属は存在はいたしませんが、この事案発生した時点における組織の名前で和解案が作成されていると。それは申せば、その事実を認定する時点で組織がどうだったのかということになるんだと思います。

ですので、裁判所の和解案が正しいか正しくないかというお話しではないんですが、平成29年度当時で考えますと、当時は危機管理課という所属名であったという整理になります。

平成30年の10月から現在の総務課のほうに統合がなされているといったものでございます。

また、分掌と管轄といったお話をいただきました。これは我々のほうでお出しをした第一準備書面等に対する被告側の主張の中でなされたものであります、その趣旨についての確認だったと思いますけれども、これは我々が用いた言葉が管轄という言葉を書面上用いたわけですが、相手方からは6ページに記載のとおりでありまして、条例規則ではあくまでも危機管理課の住民安全係が分掌をすることについて述べられているのだから、管轄という言葉は適正ではないのではないか、適切ではないのではないかという指摘がなされたといった内容でございます。

念のため申し上げますと、分掌というのは基本的には事務処理について具体を定めるのが分掌と言われてございまして、管轄はやはりそれより若干その責任を有するような仕事の考え方について管轄という言葉が用いられるのが一般でございます。

次に、現在の金額について御質問いただいたと記憶してございます。

請求額が1,928万円ほどでございまして、これに年5分の割合の金利を支払っていただくという訴えでございますので、これまで初めに納期限と設定した6月末から計算しますと、620日とこれを仮定させていただきたいと思います。そうしました場合、年5分で計算しますと163万7,000円程度の割合の金額が加算になると。ですので、合計で現段階では2,092万円程度のなるものと考えてございます。

続きまして、健康状態の部分でございますが、先ほども申し上げましたとおり、我々が申し上げられますのは、資料の7ページ目のほうに記載のとおり、相手方から話された当時から不調だったということに尽きると思います。その具体については、当然被告のプライバシー等にも関わると考えますので、我々のほうからの答弁は困難でございます。

また、最後に他自治体の前例ということでお話がございました。その4分の1といった考え

方は、訴えの提起を議決いただく以前に御説明をうるさせていただいてございますが、最大でも4分の1であろうと、まずそういった整理をさせていただいたと記憶してございます。最大でも損害額の4分の1であると。その考え方を減額させる明確な根拠がない以上は、最大である4分の1で一旦は請求せざるを得ないと、そういった整理であるとこれまでも御説明してきたとおりでございます。他の例は様々起因する内容がどういったものかによってその責任の割合といったものは、前例それぞれ違っておりますので、ここで軽々に他の例がどうかといったことは申し上げるのは難しいといった状況にございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 危機管理課については、この和解案のとおり平成29年当時ということで表示になっているということで分かったんですけども、今回この危機管理課、人員不足してということなんですが、話を戻すような形になるかどうか分からないんですけども、この課全体として損害賠償を請求された方は相手方1人なんですけれども、ほかの部分の責任等も済んでいるという、そういう見解なのか伺いたいと思います。

課全体3名の責任というか、そのところを伺いたいと思います。

あと、現段階での請求額ということで2,092万円、その利息が160万円。利息の半分の和解案ということで、和解案は和解案なんでしょうけれども、和解額の倍近い利息のかかる、そういう訴訟でそのところはどのように捉えているのか。

そしてあと、危機管理課の住民安全係についてなんですかけども、先ほどの答弁ですと分掌は事務処理、管轄はもうちょっと責任があるという、そういう答弁でした。そこで、対外的な権限とか責任はこの両方の役職というか、何て言うんですか、名称ではどちらもあるのか。対外的な権限・責任ですので、その相手方はどちらのほうになっていたのか。再度確認させていただきます。

相手方は不調だったということは、本人のあればということなんですかけども、先ほど質問したその当時の勤務時間とか、そういったことも私先ほど質問したつもりだったんですけども、そのところはどのような状況だったのか。それによって昨今電通から騒がれているような事案もあるものですから、もし休憩間で確認できていたのでしたら、できた範囲で伺いたいと思います。

あと、先ほどほかの自治体の事例ということなんですかけども、答弁いろいろいただいたんですけども、私がお聞きしたかったのは、事例として役場に入って5年未満の職員に4分の1の賠償、そういう同じ賠償の事案はないでしょうかけども、そういう事例があったのか

なかったのか、この訴訟を起こす前、訴訟を起こしてから確認しなかったのかどうか、そこ
のところを伺いましたので、答弁もう一度お願ひしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 割合の話、先ほどからほかの委員さんからも出ておりますが、4分
の1ということを決めるに当たって、いわゆる職員がおかれていた勤務年数がまだ浅い人で、
それから職場の人員も十分にサポートしきれていないという部分もあるでしょうし、ほかの
部分の要素もあるので、4分の1の範囲で請求考えてはどうでしょうかというのが、いわゆ
るこちらの弁護士の提案だったわけです。その時点でそれ以外の部分の問題については、一
つの整理が済んで、その上で4分の1の範囲で今回訴えの提起をさせていただいたというふ
うに御理解をしていただければと思います。

ちょっと利息のことは少し御質問の趣旨が理解できなかつたので、対外的な権限とおっしゃ
いましたけれども、いわゆる県とかとの実務を進めていく上で権限がこの職員1人にどれだ
けあつたかという意味ですか。

権限自体は当然町長の命によって事務を進めるわけですので、組織の成り立ちから言えば上
司が当然責任と権限という中ではあるんですが、以前の場でも御説明申し上げましたが、本
人は決裁を取らずに直接県の担当者に報告をしてしまつた。で、それが事実と異なつて
いたというところの問題であります。それをもっと上司が見れば、しっかり監視をすればいいじ
やないかという言い方はあるかもしれませんけれども、しかしそれは実際の行為として、何
と言ひますか、目を盗んでという表現はあまりよくないんですが、考え方として監視しきれ
ないような状況の中で行われたということありますので、そこはなかなか一方づけて言え
ない部分がございます。

あとは、勤務時間については当然という言い方もおかしいんですが、当時は普通にどこの課
の職員も多くの時間外勤務をしながらはやっておりましたが、それがそのまま彼だけ健康を
害するような特別な勤務状態にあつたかというと、それはございません。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長、目を盗んでという表現をちょっと変えてください。

○総務課長（高橋一清君） 失礼しました。訂正させていただきます。ちょっと目の届かないと
ころでの事務処理がされたというふうに訂正をさせていただきたいと思います。

そんなところですかね、よろしくお願ひします。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。どうぞ。

○今野雄紀委員 答弁いただけなかつた分はどのようになつてゐるのか、再度。（「利息の部分

は」の声あり) 利息じゃなくて、相手方が、もし残業があったという、そういう答弁なんですねけれども、課長先ほど答弁あったように…。

○委員長(菅原辰雄君) 暫時休憩します。

午後2時48分 休憩

午後2時49分 再開

○委員長(菅原辰雄君) 再開いたします。

今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 分掌と管轄なんですけれども、先ほど課長答弁あったんですけれども、権限がなかったというような答弁だったんですが、それがこののような事態を招いたということは権限がなかったものが手続きをして責任が生じたという、それでいいのかどうか。その確認をお願いしたいんですけども。

あとは、4分の1の範囲は弁護士さん等の指導というか、そういったこともあってましたということで、あと残りの4分の3は先ほど課長、済んだという、そういうような答弁あったんですけど、それでもうほとんどの責任というか、そういった部分は終わったということなのか、その点再度確認をお願いしたいと思います。

あとは、先ほどの不適切な発言あったんですけれども、決裁を取らずに一方的なところで事業を進めていったということは、先ほどの質問にも通じるんですけれども、その責任能力というか、本当に責任が生じたのかどうかということも確認させていただきたいと思います。

○委員長(菅原辰雄君) 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐(岩淵武久君) 管轄と分掌といった点について御説明をさせていただきます。

相手方の代理人弁護士からの主張の趣旨といいますのは、先ほども申し上げましたとおり、我々原告側が消防防災施設災害復旧事業の事務について、当時の危機管理課の住民安全係が管轄する事務であったといった趣旨の表現を用いた点について、相手方の弁護士は、管轄というのは、どちらかというと対外的に町ではなくて住民安全係という単位で対外的な責任を有すると捉えられかねないので、これは管轄ではなくて分掌という事務を条例と同様に用いるのが適切であろうといった御意見、主張がなされたといったものでございます。

なお、用語・文言の意味合いというのは、その時点によっても違う部分があるかと思うんですが、今回のこの主張については、いわゆる法令用語として捉えた場合には分掌という言葉で主張したほうが適切なんではないのかと。そうしないとあたかも住民安全係が全ての対外

的な責任を有すると捉えられかねないと。そういった指摘でございます。

ですので、条例、規則、行政組織条例等に照らせば、分掌を用いるのが直接リンクがスムーズになされるのかなど、現段階では考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ちょっと言葉の一部を捉えられると大きな誤解を招いてしまいますので、そこは丁寧にお話をしたいと思いますが、訴えの提起をお諮りする際の考え方として、原因者に総額での請求をすることは現実的ではないだろうと。様々な要因が総合的に判断されないと結果が出ない問題ということもありましたので、弁護士を通じてその整理を法的な考え方の中で整理をお願いした結果として4分の1と。その時点で残りの4分の3はどうなるかというふうなことも含めてお諮りをさせていただいたことになります。

もちろん原因者に求めるべきが基本と言しながらもやはり法的な考え方をすれば、4分の1が限界であろうという考え方でありますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

改めて時間外勤務といいますか、労働状況がどうかという部分におきましては、他の職員と著しく過酷な状況はございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 責任能力についてちょっと。暫時休憩します。

午後2時56分 休憩

午後2時56分 再開

○委員長（菅原辰雄君） 再開します。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 責任能力という言葉ですと、なかなか分かりにくいんですが、いわゆる権限としてない職員に責任追及していいのかというような御質問だとすれば、職務上の権限はなくても、行った行為によって生じた損害に対しての責任というのは、やはり出てくるというふうに理解をしております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございますか。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 1点だけ確認させてください。

いずれ結果は出ると思います。町民レベル、町でのお話というところの話題にも出てくるとは思うんですが、実際町民と話しそれ難い話はよく分かんないけれども、結果的には税金使われるんだべと。こういったケースって多分珍しい形なんだと思うんです。説明責任というのも一部あると思います。その説明の仕方というか、告知の仕方というか、そういった

手法何かかしら考えているとは思うんですけども、もしそこあれば確認させていただきた
いと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 何て言いますか、事が難しいので一生懸命町民の方々にも理解して
いただけるようにと思いまして、御説明させていただいているつもりなんんですけども、先
ほど来お示ししている考え方が精いっぱいの説明手法なのかなというふうに思っておりますの
で、御理解を賜れればと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 ごめんなさい。例えば、こんなこと多分私も想像はしてないんですけども、
町の広報であったりとかそういうのに載せて、住民レベルで分かりやすくとかするとかとい
うことも考えてはないということですね。以降の話ですから。

ただ、町民としては税金を投入されるということに関して関心はすごく高いと思うので、あ
えてこういうことを聞くんですけれども、お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 住民を代表される議員の皆様に全てをお話しできる範囲で御説明さ
せていただいておりますのが、町としての姿勢だというふうに受け止めていただければよろ
しいかと思います。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。

後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 和解案によれば相手方の責任または事実関係、これしっかりと認められている
と、こういうふうに解釈できると思います。ただ、こちらが請求したかった、訴えたかった
内容と向こうの訴えによって割合ですよね。こちらの主張と大きく違うのかなと。

あまり数字が独り歩きするのはよくないので、連呼したくはないんですけども、ただあえ
て申し上げます。1%は当該者の方の責任で、残りの99%は監督責任だというふうに読み解
くこともできるのかなと思います。

そういう和解案が示された上で、それを町としては受け入れますと、受け入れたいと思
います。なので、議会の皆さんいかがですかっていうようなお話をうんざりです。

そこに至ったその判断、こちらの主張をどの程度認められて、別な選択肢もあると思うんで
す。いやいや、80万円ではちょっとと。それは選択しないというような判断に至った考え方
の基本をお伺いしたいなど。

もう1つは、今直前にはかの委員もおっしゃいましたけれども、町民が納得するだろうかと。8,000万円からの損害が出てしまって、その穴埋めは1%しかできないと。そこについては、どのように認識するか、お伺いします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 1%という数字と、差し引き99%が被告の責任の割合ということではなくて、まず全体について、全体というのは損失全体について、その原因が担当の問題にあるということは裁判所は一旦認めた上で、その上で支払い能力を含めると1%というお話ですので、他の責任という部分に99を持っていくのとはちょっと違うのかなと思います。

町民が納得するかというところは、非常に本当に申し訳ない思いもありますし、難しいお話ですけれども、ただ、現実的に問題解決を図ろうとすれば裁判所の和解案というものを尊重する以外ないのかなというふうに考えてお諮りをさせていただくところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 分かりました。

この話題、いろいろ議論していく中で重要なのは、再発防止をどうしていくのかという話をずっとしてきたわけです。先ほど議論の中で先の話はちょっとという話もありましたので、今後どうするんですかっていう話、ほかの委員さんも聞かれましたけれども、どうしようかなと思っていたんですけども1つだけ、今回のことの教訓にして新年度新たに迎えるわけですよね。

ですので、先ほどこういったことが二度と起きないようにということは、しっかり徹底していきたいということは言葉の中でもありましたが、その責任者、責任は誰にあって、一義的にはトップにあるんだろうと思いますが、現実問題1人で百何十人の職員を管理・監督するのは無理ですから、それはやっぱり事務分掌・組織としてということになると思うので、そこの実務を担当する人が誰で、今までとはこういう違う取組をしますよということを聞かなければ今回のことを教訓に生かされないと私は思いますので、そこの説明はぜひしていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 訴えの提起の時点から同じことを繰り返さないというようなことは、ずっと我々も肝に銘じてきたつもりですし、その後も若干のミス等は出たりしていることは事実であります。ただ、実際問題として我々職員、町民の福祉の向上のために一人一人が努力をしているというようなことは、もちろん認めておりますし、ただ、実際今回のこの問題

が起こった際の一つの原因是、やはり先ほどちょっと4番委員さんからも出ましたけれども、コミュニケーション不足であったり、課内の意思疎通がうまくいっていないと、そういうことが積み重なった結果だと、そういうふうに理解をしております。

ですから、今後におきましては、震災から10年で職員が極端に減ります。派遣職員も減ります。その中で同じ事務を執っていかなければなりませんので、その中ではやはり課の中での意思疎通をしっかりとして、課長であるその課の長が職員も含めてちゃんとしっかりと管理をすると。初期の段階で芽を摘むというようなことがやはり一番大事なのかなと、そういうふうに思っております。

ですから、新年度におきましては、課の再編もございましたし、その中で課内の意思疎通をしっかりとしてしっかりと「ほう・れん・そう」ですね。いわゆる報告・連絡、そういうことをしっかりとすると、徹底をするといったことが一番大切であると、そういうふうに認識しております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。一巡しましたので、2回目からもう大丈夫ですので。及川委員。

○及川幸子委員 先ほど総務課長の答弁ですと、1%だけではないんだということで、ここに和解案として損害を被ったと認めることが注意義務違反によって合計7,712万9,515円の損害を被ったと認めることができるということを重要視されましたけれども、今副町長が言うように、その後、裁判所はそういうコミュニケーション能力、十分課内の機能がしていなかったというようなことが裁判所では重要視されたものと思います。だから、限度最高額でも1%の損害賠償であるということを認めたと、私は解釈するんです。

その99%という問題もありますけれども、それはこういう管理不行き届き、コミュニケーションが不足したということにあとの99%が起因するのかなと私は読み解きます。

そしてまた、旧歌津の事案で申し上げますと、1,800万円の町に対する損害賠償が出たとき、当時の三役で町長が1,000万円、助役が500万円、収入役が300万円というような補填をした経緯がありますので、これは皆さんにお知らせしておきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員、今のは質問でしょうか。

○及川幸子委員 いや、半分は質問で、半分がお知らせで紹介でした。

○委員長（菅原辰雄君） 今の半分は質問だそうですけれども、ちょっと内容がよく分からないので、答弁のしようがないと思うので、もう一回具体にこの点を、これを聞くということでやってほしいんですけども。

○及川幸子委員 1 %の件です。先ほど総務課長の答弁では、前委員が 1 %と捉えていいのかということなんですかけれども、総務課長はそうではなくてこれを読み解く限り 99% が町の責任があるというようなことを読み解くというようなことを話したんですけれども、総務課長はそうではないですということを言いました。

それは私も同じ解釈なんです。 1 % が被告で、そして 99% が原告というような捉え方をしましたけれども、総務課長はそうではないと言いましたけれども、その辺の御説明をもう一度お願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） ただいま及川委員からいただいた御質問ですが、その 1 % といった御発言の根拠については、議案関係参考資料 2 ページ目の裁判所和解案、その 1 ページ目の最下段であろうかと思います。

裁判所においては、以上の事情のほか、被告の現在の支払い能力などと本件に現れた一切の事情を勘案すれば上記損害の約 1 % であるという判断がなされてございます。

したがいまして、被告御本人の支払い能力によっては、この 1 % という数字に変動があったということの、逆説的に解釈すればそういう解釈になろうかと思います。その点については御理解をいただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 その 1 番、2 番ありますて、今補佐は被告の現在の支払い能力等というところからお読みしましたけれども、1 番、2 番以上の事情のほかとなっているんですね。以上の事情のほかっていうのは、2 番も 1 番も入っているっていうことに私解すんですけども、今の説明ですと、被告の現在の支払い能力と本件に現れた一切の事情を勘案すればって、ここをお読みになりましたけれども、以上の事情のほかって、1 番、2 番もこれに以上の事情に入ると私解しますけれども、この支払い能力だけで 1 % になったのではないと私は思うんですけども、その辺の解釈はいかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） 今、及川委員お読みになられたとおりでございまして、以上の事情のほかといった点については、以上というのはそれ以前のことと指しているものと思われますし、そのほか本件に現れた一切の事情に鑑みれば、勘案すればトータルとして総合的に勘案すればといったのが和解案、大きい数字 2 番目のまとめ文であると思います。

その 1 と 2 を踏まえ、大きい 3 番でよってということで、これが最終的な和解勧告、和解案

でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 これら和解案を1から2、そしてそれらを3番でそれらを相して、そして1%の80万円を支払うとの和解案だということで、私解すんすけれども、それでよろしいですね。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） 繰り返しになりますが、恐縮ですが、和解案、大きい数字の1番と2番、これらを踏まえた上で3番の和解案が提示されている、具体的な和解金額提示がなされていると。よって以降が結論に当たる部分と考えてございます。

1番、2番は当該結論に至るまでの考え方だと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 質問なんですけれども、仮定の質問になるかちょっと分からぬんですが、もしこの議案が和解案が承認された場合、80万円以外の部分の事務処理というか、損害額の処理はどのようになるのか。

先ほどほかの委員からもあったように、私たちは町民の人たちに説明責任が果たせるような形で議案を採決したいと思いますので、どのような説明になるのか、しっかりしたアカウンタビリティーが可能な形で説明をお願いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 暫時休憩します。

午後3時15分 休憩

午後3時18分 再開

○委員長（菅原辰雄君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） これが解決といいますか、和解されれば町のほうでの支払いといいますか、出てくる費用というのは何もございません。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 もともと町で請求した金額があるわけだから、それが取れなくなつたということになるわけですよね。そうしたらその分は裁判であれしたから、言い方がどうか分からぬですけれども、キャラというかになるのか、そのところを確認しているんですが。

そういう場合、その分は財調で負担するとか、そいつはないと思いますけれども、どうい

うふうな形で事務処理をするのか。それをやっぱり私たち町民に説明しなきやないので、ただ相手方が起こしてしまった損害に対して80万円で済んだという、そういうことではないと思うので、そのほかの部分はどういう形で処理していくのかと、そういうことをお聞きしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） これまで請求していた金額は1,928万円なんですけれども、この金額に対して裁判所が80万円でどうですかということですので、要するに請求書は1,928万円であげましたが、それを80万円に改めるということです。

したがいまして、何かそれに町が支払いが出るとかということは何もありません。あくまで本人に請求する金額を幾らにするかということあります。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 大体分かった。だったら、その1,928万円は例えば国庫に返納する部分があつたとした場合に、そういうのはなかったんですか、一切。払うためにこの賠償を起こしたんではないんですか。どういった形で賠償を。私はてっきり国庫に返すためにそれだけ必要だと、そういう裁判だと思ったんですけれども。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） 改めて御説明をさせていただきますと、そもそも損害として整理をさせていただいた金額は、いわゆる消極的損害でございます。ですので、簡単に申せば、もらえるべきであったであろう金額を損害として整理をさせていただいておったと。それは訴えの提起までの段階で御説明をさせていただいていることに何ら変わりございません。

新たに今後国庫への返納等で支出、支払いが生じるといった事案はございません。

反対に申せば、加算金というものを町が支払っているということは既に必要な返還等は終えているといったことでございます。

以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の消極的な損害ということでも、それで果たして済むのか。もらえるはずのやつがもらえなかつたということは、それだけ損害になっているんですけども、補佐の説明の消極的っていうことがつくことによって、要は損害にならなかつたという、実質的な損害にはならなかつたという、そういう答弁なのか、そのところを。

積極的、消極的に関わらず、ただ行政の扱いでは消極的な場合はそのままでいいということ

なのか。その点、確認をお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 暫時休憩します。

午後3時22分 休憩

午後3時25分 再開

○委員長（菅原辰雄君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） もう一度説明させていただきますが、町民側にしてみれば町に少しでも負担が少ないほうがいいわけです。したがって、国の補助金が使えるものであれば、補助金をもらって整備をするというのが当然なんですけれども、手続をちゃんとやればもらえたはずの補助金がもらえないってしまった。もらえるであろうものがもらえないという場合にこれを消極的損害というふうに言うんだそうですが、町としては本来であればそれをもらってやりたかったんですけども、結果的にはもらえませんでしたので、これを損害として取り扱っているということあります。

○委員長（菅原辰雄君） 最後、今野雄紀委員、簡明に。

○今野雄紀委員 じゃあその損害部分は、何か予算書なり何かの帳簿というか、そういったやつには載るんですか、載らないんですか。そこの確認だけ。

言っている意味、分かります。もともとその損害というのは、町の損害分で、町のお金を使って本来の建物も事業が終わっているわけだから、その町で持っていた分の損害は消極的な損害っては言っても、実際その分町で金を使っているんだから、その分の責任というか、どうなるかということを、私は聞いているんですけども。

これ何もおかしいことではないと思うよ、きっと。

消極的というのは、そういったことだったら話戻るわけじゃないですけれども、そのところ、損害にはなっているんじゃないですか、実際は。そこの確認の認識を。

そうすると、町の人に説明するには、消極的あいつだから80万円で済んだってはなんないんじゃないのかな。私はそういうふうにたとえ議員さんに説明されても、今のように分かんないって語られますよ。

だから、もっと分かりやすく、本来建てた分の持ってきたお金はどこから持ってきたんだということ。そこを聞いているんです。その千何百万円分のお金はどっから持ってきたんだとということを確認すれば分かるんじゃないのかな。

だって、損益計算書と同じように、足りない分とある分で必ずどつかが合わないとおかしいんじゃないのかなって思います。そのところをもう一回、最後ということなので、確認させていただきたい。どっからそのお金を持ってきて、本来もらえなかつた部分を建てたのか、そこの説明をお願いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） すみませんが、正直これ以上ないと思って説明しているんですが、まず補助金をもらう場合に単費で支払いを済ませて、屯所を建てたやつの支払いを業者さんに済ませて、その後補助金申請をしてもらうという手続の流れなわけですが、この補助金が結果的に町に入って来ないということ自体が損失として議論されているわけです。

今野委員が聞いている1,900万円のほうの予算はと言いますと、既に請求する前に予算書に載せて入ってくるだろう財源と見込んでおります。だから、調定しているんです。それに基づいて本人に請求書を出したと。ただし、今回それに対して相手が支払いしませんということになったので、今裁判になっているわけですから、結果的には裁判所がその金額を80万円に改めますとなれば、その請求書を一旦ないものにしてもう一度80万円で請求をし直すという話になってくるんだろうと。

町の単費と呼んでいるのは、いわゆる一般財源ですので、例えば交付税なんかもその財源ですし、場合によっては財政調整基金なども取り崩す場合もあります。ですから、その分だけほかの予算を食っていることになるわけですね。

○委員長（菅原辰雄君） かなり突っ込んだ質疑を行っていただきました。ただ、御本人まだ理解できていないようですけれども、これで質疑を打ち切りたいと思いますけれども。どうぞ。

○三浦清人議長 ずっとお話を聞かせてもらって、相手方の弁護士さんの準備書面も読ませてもらいました。相手方の弁護士さん、今や敏腕弁護士として大変な腕利きの弁護士であるということで有名な方であります。さすがだなと思って見ておりました。

特に8ページの8番の準備書面、これはまさしく町の弱いところを突いてからの準備書面だな、文言だなというふうに感じました。

いずれにしろ、今回和解案ということを議会で議決しなければ前に進まないということでの議案だと。これから可否どうなるか分かりませんけれども、いずれにしても大体この額で同じ裁判長ですから、決定になるのかなという思いでおります。

先ほど総務課長も、新しい今後まちづくりするためにも職員の責任というものをはっきりと果たしたいという観点から、訴訟を起こしたいということで議会にかけて、議会も議決をし

て訴訟に至ったという経緯であります。

いずれにしましても、この判決、和解になるのか、判決くだされるのか分かりませんが、ここで確定なんですね。この相手方に損害賠償を出した結果が出るわけですよね。そうしますと、職員だけでなく責任というものが今後出てくるかと思うんです。そのときに町長からお伺いするのは、確認の意味ですが、その町長としての責任の取り方といいますか、要するに町民に損害を与えたんですから、私から言わせれば、本当はただができるものが七千何百万円返したんでしょうから。そして、一般財源からやるわけですから。

それで、額は別にしまして、損害への度合いという額は別にしましても、以前こういう問題何回か起こしまして、町長と副町長が報酬の10%か15%か、3か月間でしたかね。削減ということで認めたと。それは、監督不行き届きということでの減俸というふうに私は感じて取っておったんですが、今回、損害額といいますか、決まるわけですよ。その損害額が決定したときの責任というのは、どのようにお考えなのか。その確認といいますか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、特別委員会で、三浦議員が委員以外でございますので、そういう方から今そういう御質問が出るとは想定してございませんでしたので、いずれその辺は、これまでこの件についても含めて、これまでいろんな様々な職員の不祥事の問題がございまして、そのたびに私お詫びをしてきました。したがいまして、当然今回の問題についてもこの発覚して以来、何度かお詫びをしてございます。ここはそういうことだというふうに自分自身は捉えてございますが、今の三浦議員の委員外議員の質問について、この場所でお答えするということについては差し控えたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の討論を許します。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

本案については、被告がたとえ1%であろうと裁判所の和解案を読み解く限り支払いすべきではないと思われます。被告は既に退職して、自分が描いていた人生とは程遠い人生となりました。それで事足りるのではないかでしょうか。

お互に寄り添うこともなく、今まで経過したことは残念なことであり、行政の一職員を訴

訟に追い込んだ事実は不本意なことであると考えます。今後の職員管理にも影響されます。悪しき前例をつくったことにもなります。

令和2年3月27日の議案第50号の原案可決したことについては、議会も振り返り勉強も必要と解します。さらに定例会終了まで19日になるわけですけれども、特別委員会で掘り下げ、個々の意見聴取をすべきであると思われます。

以上のことからしても、本案については反対とするものです。議員皆様におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（菅原辰雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 賛成の討論をいたします。

非常に難しい問題ですが、仙台地方裁判所が司法に照らし判断して提示した和解案が非常に妥当性の高いものであると思っております。決裁制度が危機管理課内外において十分機能していなかった点、また監督も十分でなかった点、これは少なからず否めない事実であると思っております。また、当該者の注意義務違反によって多額の損害を被った事実と当該者は何の利益も得ておらず、私腹を肥やすためのものでもなかった点、また当該者の現在の支払い能力と総合的に判断をした非常に適当で妥当な和解案であると思いますので、賛成をいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 次に、討論ありますか。反対討論ですか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 では、反対の立場から討論させていただきます。

復興事業で忙殺されるような事態の中での事件というより事故のようなものだと私は認識しています。もっと町民に説明できるような損害賠償の発生しない解決方法はなかったのか、悔やまれます。1人の若い職員にだけ責任を押し付ける感があり、たとえ1%と言えど、このような前例をつくってしまうことに、今働いている職員、これから町のためにと思って職員として希望を持って働き始める人たちにとって、どのような魅力がある職場として映るのでしょうか。そのことを思うと、この町の未来が輝けるでしょうか。そのことを思ってこのような、先ほど前委員も言うように、このような前例をつくってしまうことに対し絶対反対という立場で反対とさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに討論ございませんか。賛成討論を許します。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 事案が生じてしまったことはとても残念ですし、反省すべきだと思います。

ただ、誰も責任を取らないという事態だけは絶対に避けなければいけないと思います。今の職員の皆さんも未来の職員の皆さんも、自分のしている仕事には大きな責任があるんだと思

って仕事をしていただかなければ未来のまちづくりはできないと考えます。双方の主張がどう折り合うか、和解案を受け入れるということですので、この妥当性、正当性のある和解案に対して、町がしっかりと理解を示しているということですので、これを尊重する以外の道はない得ないだろうというふうに私は考えております。

悪しき前例というような言葉もございましたけれども、大いなる教訓としてこの前例を残していくっていただいて、これを繰り返さないということを肝に銘じていただくことが最善の方で、和解をしないという結果、誰が一番苦しむのかということを考えていただければとうふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

ないと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原辰雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

今野委員。

○今野雄紀委員 少数意見の留保をお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 分かりました。

以上で議案第67号訴訟上の和解についての審査を終了いたします。

特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し併せて少数意見を付記し、議長に対し報告することといたします。なお、報告につきましては、全員で構成する委員会でありますので、本会議においての報告は省略することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。

少数意見を留保したい委員にお諮りいたします。留保した少数意見は委員長報告に付記しますことから審査報告同様、報告を省略することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） それでは、報告を省略させていただきます。

以上で会議を閉じたいと思いますが、今後も必要に応じて委員会を開催することとし、その

際は議長、正副委員長に一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。

よって、以上で消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時45分 閉会